

大田原市告示第116号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、平成29年8月31日実態調査により職権消除したので、次のとおり同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月31日

大田原市 津久井 富 雄

1. 消除した者の氏名、生年月日、性別、住所

氏 名	生 年 月 日	性別	住 所
樋渡 駿	平成6年3月23日	男	大田原市薄葉 2153 番地 5